

府中市地球温暖化対策地域推進計画施策検討表

【資料2】

分野	取組項目	施策No.	個別施策	頁	担当課	内容	修正案
重点分野① 市民の行動	(1)省エネ行動の実践	①-1	日々の暮らしにおける省エネ行動の実践	38	環境政策課	家庭における二酸化炭素の排出量は、家電製品の大型化、家電製品の種類の増加、利用頻度の増加などにより、省エネ家電の導入のみでは大幅な削減は困難です。日常生活において、「もったいないの精神」を活かし、無駄なエネルギーを利用しないことが、家庭で出来る最大の温暖化対策と言えます。電気、水道、ガスなどが「有限な資源である」ことを認識し、小さな取組を積み重ねて省エネ行動(例:エアコン温度の設定、シャワーの使用時間、自動車の運転などへの配慮)を実践します。	家庭における二酸化炭素排出量の削減には、省エネ型の家電製品の導入だけでなく、日常生活において「もったいないの精神」を活かし、無駄なエネルギーを利用しないことが大切です。後段は修正なし。
		①-2	食材選びにおける地産地消への配慮	38	経済観光課	食材を遠方から市内に運搬する際、多大なエネルギー(自動車や船、飛行機等の燃料)を消費しています。つまり、「地産地消」(食材を選ぶ際、生産地を確認し、府中市近隣、少なくとも国内で生産された食材を選ぶこと)は、地域農業の活性化だけでなく、省エネルギーにも役立つため、これに配慮した食材選びを心がけます。	修正なし。
		①-3	3R(発生抑制・再利用・再生利用)に配慮した品物の購入	38	ごみ減量推進課	家庭から出る「ごみ」は、収集運搬や処理過程において多くの二酸化炭素を排出します。ごみの減量に取り組むことで、収集運搬や処理過程の使用燃料の削減、ごみの燃焼による二酸化炭素排出量の削減などの効果が期待されます。発生抑制の取組 レジ袋や過剰包装の辞退、食品トレーを使用しない「ばら売り」や「袋売り」の利用、詰め替え商品の購入に積極的に取り組みます。また、食品の効率的な利用(食べ残し、野菜くず、消費期限切れ等による廃棄食品の減量)に努めるとともに、生ごみの堆肥利用などに取り組めます。再使用の取組 リターナブル瓶(牛乳やビール瓶)を使用した商品の購入や、フリーマーケット等の積極的な利用に取り組めます。再生利用の取組 商品の選択の際、リサイクル製品(再生紙や廃プラスチックを利用した衣料品など)を可能な範囲で選択します。	修正なし。
		①-4	環境家計簿などの取組の見える化の推進	39	環境政策課	家庭における省エネ行動を継続させるためには、日々の取組効果が「見える」こと、温暖化対策に役立っていると「実感できる」ことが重要です。代表的な方法として、環境家計簿が挙げられます。また、近年では、各家庭において、現在のエネルギー使用量と使用料金がリアルタイムでわかる「省エネナビ」という機器も存在します。これらの既存制度、既存機器の活用により、取組効果の見える化に取り組み、温暖化対策に継続的に取り組みます。	前段は修正なし。環境家計簿やHEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)などの活用により、取組効果の「見える化」を図り、温暖化対策に継続的に取り組みます。
		①-5	公共交通機関及び自転車の利用推進	39	地域安全対策課	外出時には、可能な限りバス、電車、コミュニティバスなどの公共交通機関や、自転車を利用します。特に、マイカーでの通勤に際しては、週1回程度の「ノーマイカーデー」を自ら設定し、マイカーの利用頻度の低下に努めます。	修正なし。
		①-6	省エネ型家電の導入推進	39	環境政策課	家電の買い替え時または新規購入時には、省エネラベルや、販売店の表示を参考に、エネルギー効率に優れた省エネ型の家電や照明器具を積極的に選択します。	修正なし。
		①-7	エコドライブの推進	39	環境政策課	自動車の運転において、エコドライブ(「ふんわりアクセル」、「加減速の少ない運転」、「早めのアクセルオフ」、「アイドリングストップ」)を心がけます。	修正なし。
		①-8	環境負荷の小さい自動車の導入推進	39	環境政策課	自家用車の買い替え時または新規購入時には、環境負荷の小さい低燃費自動車やハイブリッド自動車、電気自動車等を積極的に選択します。	「電気自動車」の後に「、水素自動車」を追記。
	(2)住まいの地球温暖化対策の推進	①-9	自然の涼を取るための工夫の実践(敷地内の緑化推進、よしず・すだれや緑のカーテンの活用、打ち水の実施など)	40	環境政策課	冷房設備に頼らず、敷地内の緑化による緑陰の創出や、よしず・すだれ、緑のカーテンの活用、打ち水の実施など、日本古来の涼を取るための工夫を実践します。敷地内の緑化推進 敷地内に緑を増やす(生け垣の設置や植樹及び緑のカーテン、芝生化、屋上緑化、壁面緑化等)を増やすことは、夏季の室内温度を下げるだけでなく、適正に管理することにより二酸化炭素の吸収源としての役割も期待されます。よしずやすだれの活用 室外に設置するよしずやすだれは、カーテンなどに比べて断熱効果や風通しの面で優れています。さらに、冷房の室外機も覆うように設置すると、冷房機器による電気使用量が4割削減できると言われています。打ち水の実施 道路等に打ち水する(水をまく)ことは、わが国の古くからの風習であり、気化熱(水が蒸発する際に、道路表面などの熱を奪う)を利用し、涼をとる方法です。各家庭において、家の前の道路、庭、駐車場などにおいて、打ち水を実施します。また、市や都が主催する「打ち水イベント」に積極的に参加します。	【削減効果確認】よしずやすだれの活用 室外に設置するよしずやすだれは、カーテンなどに比べて断熱効果や風通しの面で優れています。さらに、冷房の室外機も覆うように設置すると、冷房機器による電気使用量が4割削減できると言われています。
		①-10	高効率給湯器の導入推進	40	環境政策課	住宅を新築またはリフォームする際、高効率型給湯器の導入を推進します。高効率給湯器には、コジェネレーション式(エネファーム、エコウィル)、ヒートポンプ式(エコキュート)、潜熱回収型(エコジョーズ)などの種類があり、それぞれ、特性、利用できる補助金などが異なるため、自らの生活スタイルに見合った機器を選択します。	修正なし。
		①-11	太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入推進	40	環境政策課	住宅に太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。これらの導入に際しては、市の「エコハウス設備設置補助金」、国や東京都の「太陽光発電システム補助金」などを活用します。	住宅に太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。導入に際しては、市や東京都などの助成制度を活用します。

府中市地球温暖化対策地域推進計画施策検討表

【資料2】

分野	取組項目	施策No.	個別施策	頁	担当課	内容	修正案
(3) 地球温暖化対策活動への参加		①-12	住宅の新築及びリフォーム時の省エネ型施設への転換の推進	40	建築指導課	住宅を新築またはリフォームする際、環境性能の高いエコ住宅、ゼロエミッション住宅(二酸化炭素排出量がゼロの住宅)への転換に努めます。環境性能の高い住宅の場合、高気密、高断熱など、エネルギー消費量が少なくても快適に暮らせる工夫がなされており、快適な暮らしと温暖化対策を両立させる有効な手段となっています。	修正なし。
		①-13	学校における環境活動やエコ活動の支援	41	環境政策課	小中学校で開催される環境活動について、保護者として、または地域住民として積極的に参加し、子どもの環境活動を支援するとともに、自らも学び、体験します。また、エコ活動支援制度(学校環境ボランティアなど)に積極的に参加し、活動の運営を支援します。	修正なし。
		①-14	環境学習の企画、実行、参加	41	環境政策課	環境学習の機会を積極的に活用し、自らの知識、経験を深めます。また、NPO等の市民団体は、自ら環境学習を企画し、主催者となることで、環境学習の場を広げることに努めます。	修正なし。
		①-15	環境調査への参加	41	環境政策課	市またはNPO等が主催する自然環境調査や生活環境調査に積極的に参加します。	修正なし。
		①-16	環境保全活動センター(仮称)の運営への参加	41	環境政策課	環境保全活動センター(仮称)を積極的に活用し、情報の収集、イベント等への参加をするとともに、センターの運営にも積極的に参加します。	「(仮称)」を削除。
		①-17	「市民モニター制度」への積極的な参加	41	環境政策課	市が設立を予定している「市民モニター制度」に対し、積極的に協力します。	省エネや温暖化の「モニター制度」などに、積極的に協力します。
		①-18	ライトダウンキャンペーンへの積極的な参加	41	環境政策課	環境省が展開する「ライトダウンキャンペーン(平成22年度は6/20~7/7に実施)」に参加し、夜間電灯の一斉消灯に協力します。	「(平成22年度は6/20~7/7に実施)」を削除。
		(1) 事業者としての環境への配慮行動の実践		②-1	日常業務における省エネ行動の実践	43	環境政策課
②-2	環境負荷の小さい事業用車両の導入推進			43	環境政策課	事業用の車両として、環境負荷の小さい環境対応車(低燃費自動車やハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車等)を積極的に選択します。特に、長距離の運送などに用いる車両はその削減効果が大いことから、優先して切り替えを進めます。	「天然ガス自動車」の後に「、水素自動車」を追記。
②-3	エコドライブの徹底			43	環境政策課	自動車の運転において、エコドライブ(「ふんわりアクセル」、「加減速の少ない運転」、「早めのアクセルオフ」、「アイドリングストップ」)を心がけます。また、事業所全体の取組としてエコドライブを徹底し、ドライバーの教育等を積極的に行います。	修正なし。
②-4	公共交通機関等の利用推進			43	環境政策課	通勤や外出時には、可能な限りバス、電車などの公共交通機関を積極的に利用します。各事業所において、週一回程度ノーマイカーデーを設定するなど、従業員の取組を後押しします。また、製品や原材料の輸送等に際しては、可能な限りエネルギー効率の良い輸送方法を検討・採用します。	修正なし。
②-5	生産者として省エネ・新エネ製品等の開発や生産の推進			44	環境政策課	事業者として、自らの本業において地球温暖化対策に寄与することは、極めて重要と言えます。グリーンニューディール政策の推進など、環境関連市場は今後ますます拡大する見通しであり、これをビジネスチャンスと捉え、省エネ・新エネ製品等の開発・生産などによる環境関連市場への参入や、環境ビジネスに取り組むことにより、環境と産業の好循環を目指します。	事業者として、自らの本業において地球温暖化対策に寄与することは、極めて重要と言えます。再生可能エネルギー分野の成長など、環境関連市場は拡大しています。これをビジネスチャンスと捉え、省エネ・新エネ製品等の開発・生産などによる環境関連市場への参入や、環境ビジネスに取り組むことにより、環境と産業の好循環を目指します。
②-6	温室効果ガスの算定・報告の推進(特に大規模事業所)			44	環境政策課	市内の大規模事業所(東京都環境確保条例の指定地球温暖化対策事業所、前年度の熱及び電気の使用量が原油換算で年間1500kℓ以上)は、温室効果ガスの排出量を市に毎年報告します(東京都への提出資料と同様のものを市に提出)。また、大規模事業所以外の事業所についても、市のサポートを受けながら積極的に温室効果ガス排出量の算定を行い、環境に配慮した事業活動を推進します。	修正なし。
②-7	環境報告書の作成や環境マネジメントシステム導入への取組を推進			44	環境政策課	事業者の取組に関して、環境マネジメントシステムなどを導入し、組織的かつ体系的に取り組むとともに、取組成果などを環境報告書として取りまとめ、積極的に情報開示を進めます。	修正なし。
重点分野② 事業者の行動	(2) 事業所の地球温暖化対策の推進	②-8	太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入推進	45	環境政策課	事業所に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。	修正なし。
		②-9	製造工程の効率化(省エネ化)	45	環境政策課	製造業においては、製造工程の見直しを行い、エネルギー消費量の少ない、効率的な工程を検討します。	修正なし。
		②-10	省エネ型設備の使用や省エネ型建物構造への転換の推進	45	環境政策課	工場、オフィスなどに積極的に省エネ型設備(照明、冷蔵・冷凍庫、生産機器、空調施設など)を導入するとともに、エネルギーロスの少ない省エネ型建物構造への転換を図ります。	修正なし。
		②-11	敷地内の緑化推進(生け垣、芝生化、植樹、壁面緑化など)	45	公園緑地課	事業所の敷地内の緑化を推進します。緑化の方法として、生け垣の設置や植樹及び緑のカーテンによる「緑陰の創出」、芝生化による「土地の緑被」、屋上緑化、壁面緑化等による「建物の緑被」などに取り組めます。これらの取組は、夏季の建物温度を下げるだけでなく、適正に管理することにより二酸化炭素の吸収源としての役割も期待されます。	修正なし。

府中市地球温暖化対策地域推進計画施策検討表

【資料2】

分野	取組項目	施策No.	個別施策	頁	担当課	内容	修正案
(3)地球温暖化対策活動への参加		②-12	市民の環境保全活動(環境学習、環境調査等)への協	46	環境政策課	事業者として、市民が取り組む環境保全活動に対し、地域の一員として参加するとともに、運営、資金、人材、技術、機材などの面において協力・支援を行います。	修正なし。
		②-13	学校における環境活動やエコ活動の支援	46	環境政策課	小中学校で開催される環境活動について、地域の一員として積極的に参加し、子どもの環境活動を支援するとともに、自らも学び、体験します。また、エコ活動支援制度に積極的に参加し、講師等としての参加、事業所見学の機会の提供などにより、エコ活動の推進を支援します。	修正なし。
		②-14	農地の保全や自然環境の整備に協力・支援	46	計画課	土地の開発等において、対象地または近接地が保全すべき土地(農地や樹林地など)であった場合、開発による影響を回避または最小化する方策を検討します。やむを得ず影響が生じる場合には、行政の指導等に従い適切な保全措置に取り組みます。また、市民や市による自然環境の整備事業に対して、地域の一員として参加するとともに、運営、資金、人材、技術、機材などの面において協力・支援を行います。	修正なし。
		②-15	環境保全活動センター(仮称)の運営への参加	46	環境政策課	事業者として、環境保全活動センター(仮称)の設置、運営に参加します。また、センターにおいて、市民や行政と積極的に意見交換を行うとともに、自ら環境保全活動や環境学習会を企画するなど、主体的にセンターの活動に参加します。	「(仮称)」を削除。
		②-16	打ち水の実施	46	環境政策課	道路等に打ち水する(水をまく)ことは、わが国の古くからの風習であり、気化熱(水が蒸発する際に、道路表面などの熱を奪う)を利用し、涼をとる方法です。事業所内のオープンスペース、駐車場、事業所前の道路などにおいて、打ち水を実施します。また、市や都が主催する「打ち水イベント」に積極的に参加します。	修正なし。
		②-17	事業者モニター制度への積極的な参加	47	環境政策課	市が設立を予定している「事業者モニター制度」に対し、積極的に協力します。	省エネや温暖化の「モニター制度」などに、積極的に協力します。
		②-18	ライトダウンキャンペーンへの積極的な参加	47	環境政策課	環境省が展開する「ライトダウンキャンペーン(平成22年度は6/20~7/7に実施)」に参加し、夜間電灯の一斉消灯に協力します。	「(平成22年度は6/20~7/7に実施)」を削除。
		重点分野③ 市民・事業者の支援及び各主体間の連携の促進	(1)環境保全活動センター(仮称)の設立・運用	③-1	市民・事業者・行政への情報発信	49	環境政策課
③-2	市民・事業者の取組状況の把握			49	環境政策課	環境保全活動センター(仮称)は、市民・事業者の地球温暖化対策の取組状況を把握し、行政に情報を提供します。 当面は、イベント情報や事業者や市民団体の先進的な取組などの情報収集に限定されますが、将来的には、市が制度設計を検討している「市民モニター制度」「事業者モニター制度」(詳細は個別施策③-15を参照)の運用に携わることを目指します。	環境保全活動センターは、イベントにおけるアンケートの実施などにより、市民・事業者の地球温暖化対策の取組状況を把握し、行政に情報を提供します。
③-3	市民と事業者の連携支援			49	環境政策課	環境保全活動センター(仮称)は、市民(市民団体)と事業者のそれぞれの地球温暖化対策に関するニーズとシーズ(技術や材料など)を把握し、両者の効果的・効率的な連携を支援します。市民(市民団体)の取組推進には、事業者の人材、知恵、技術、資金などの連携支援が不可欠です。また、事業者にとって市民との連携は、地域貢献、イメージ向上、地球環境保全の3つの成果を得ることが出来ます。市民・事業者の窓口としての機能を有する環境保全活動センター(仮称)は、市民と事業者を適切にマッチングすることが可能となります。	「(仮称)」を削除。
③-4	各種補助制度、支援制度の活用支援			49	環境政策課	環境保全活動センター(仮称)は、市民及び事業者を対象に、地球温暖化対策に関わる各種の補助制度・支援制度の活用支援を行います。当面は、市・国・都の各種制度の紹介をセンターの役割としますが、将来的には市の制度の運用の一部を担うことを目指します。	「(仮称)」を削除。
③-5	環境学習・環境教育の促進			50	環境政策課	環境保全活動センター(仮称)は、市民及び事業者を対象に、地球温暖化に関する学習・教育の機会(イベント、講習会など)や素材(教材、パンフレットなど)を提供します。まずは、既存のイベントや講習会などの情報発信をセンターの役割としますが、将来的には、センターが核となり、イベントや講習会の開催、学校における環境教育の支援などを実施します。	「(仮称)」を削除。
(2)市民・事業者の行動支援	③-6			自然エネルギー機器・省エネ製品の導入推進のための助成制度の検討・整備	50	環境政策課	「府中市エコハウス設備設置補助金」を適切に運用するとともに、市民等に対して積極的に周知し、利用者の拡大を図ります。
	③-7		市民・事業者の緑化活動への支援制度の検討・整備	50	環境政策課	「生け垣造成の奨励金制度」、「保存樹・保存樹林の奨励金制度」などの既存制度を有効に活用するとともに、住宅や事業所の緑化を支援する制度を検討・整備します。	「生け垣造成の奨励金制度」、を削除。
	③-8		市民・事業者の環境学習プログラムの支援	50	環境政策課	市民・事業者が実施する環境学習プログラムについて、企画、運営、広報などの各段階において、適切に支援します。	修正なし。
	③-9		地球温暖化対策活動のリーダーの育成	50	環境政策課	温暖化対策活動に関する講座の開催等により、地域の活動におけるリーダーを育成するとともに、活躍の場を提供します。	修正なし。
	③-10		打ち水イベント、ライトダウンキャンペーンなどの市民参加型イベントの開催	51	環境政策課	市では、打ち水の効果を市民や事業者に実感してもらい、各自の取組を促進するために、市全体で一斉に行う打ち水イベントを企画・開催します。また、市民や事業者による打ち水を支援するため、水再生センターの処理水を提供します。	修正なし。
③-11	「エコ優良店」支援の検討		51	ごみ減量推進課	市では、地球温暖化対策など、環境保全に取り組む中小企業を対象とした支援を検討します。	地球温暖化対策など、環境保全に取り組む事業所をPRなどにより支援します。	

府中市地球温暖化対策地域推進計画施策検討表

【資料2】

分野	取組項目	施策No.	個別施策	頁	担当課	内容	修正案
	(3) 市民・事業者に対する情報提供	③-12	自然エネルギー機器、省エネルギー機器に関する情報発信	51	環境政策課	自然エネルギー機器や省エネルギー機器について、性能、各種手続き、設置方法、取り扱い店、設置のメリット・デメリットなどの情報を整理し、常に最新の情報を市民・事業者に提供します。	修正なし。
		③-13	市・国・都等の助成制度・温暖化対策等に関する情報発信	51	環境政策課	市・国・都、各種法人などの地球温暖化対策や、関連した助成制度について、最新かつ正確な情報を、市民や事業者が活用しやすい形で、ホームページや環境保全活動センター(仮称)等を通じて提供します。	「(仮称)」を削除。
		③-14	中小企業に向けた先進企業の取組に関する情報発信	51	環境政策課	中小企業の地球温暖化対策に関する取組を後押しするため、先進事業所の取組を講演会等を通じて情報発信します。また、希望する中小企業に対しては、ニーズに合った先進事業所を紹介するなど、先進的な取組を学ぶ機会を提供します。	修正なし。
		③-15	市民モニター制度・事業者モニター制度の検討・運用	52	環境政策課	「市民モニター制度」を研究し、家庭のエネルギー消費の実態や、自然エネルギーや省エネ住宅による省エネ効果を把握します。モニターは、取組意欲のある家庭が自主的に登録するものとし、登録者に対するインセンティブの検討も行います。また、モニター世帯の状況を公表することで、市民各自が自らの過程を省みるきっかけとなることが期待されます。また、自然エネルギー設備や省エネ設備、省エネ住宅等の効果を具体的な数値で示すことにより、これらの設備等の導入を促進します。 【モニター募集を行う世帯の種類】 ・モニター制度に賛同し、エネルギー使用量等を定期的に報告可能な世帯 ・省エネ住宅に居住中の世帯 ・市・国・都などの補助金を受けて自然エネルギーや高効率給湯器を導入した世帯 また、「事業者モニター制度」を研究し、事業所におけるエネルギー消費の実態や、省エネ等に関する取組について、アンケート形式で把握します。	修正なし。
重点分野④ 市の取組	(1) 市の特性を活かした先進的な取組	④-1	他都市との共同による取組(カーボンオフセット等)	54	環境政策課	市では、カーボンオフセットなどの地域の枠を超えた取組を推進します。この取組においては、資金のやり取りのみならず、市内の意欲ある人材、団体などを他地域に派遣することも視野に入れた方策を検討します。この一環として、他都市との森林管理を実施し、対象森林の「二酸化炭素吸収量」をクレジットとして取得するカーボンオフセットを実施します。	姉妹都市の長野県佐久穂町や長野県との協定に基づき、佐久穂町の森林整備を実施し、市から排出される二酸化炭素を対象森林の「二酸化炭素吸収量」と相殺するカーボンオフセットを継続的に実施します。
		④-20	スマートエネルギー都市の構築		環境政策課		市民・事業者との協働により、太陽光発電や水素の活用などによるスマートエネルギー都市の実現を目指します。
	(2) 廃棄物の削減と適正処理の推進	④-2	廃棄物の排出削減、3Rリサイクルの推進、適正処理の推進	54	ごみ減量推進課	「循環型社会の形成に向けたごみ改革の実施方針」(平成21年1月、府中市)及び「一般廃棄物処理基本計画」(平成22年度改定)にのっとり、ごみの削減、リサイクルの推進、適切な処理を推進していきます。	「一般廃棄物処理基本計画」(平成22年度改定、平成29年度改定予定)にのっとり、ごみの削減、3Rの推進、適切な処理を推進します。
		(3) 公共施設の地球温暖化対策の推進	④-3	太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入推進	54	建築施設課 環境政策課	公共施設に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。特に、人が日常的に集まり、普及啓発につながる施設(文化センター等)に建替えの際に導入するとともに、発電量など「見える化」を図り、市民、事業者の関心を喚起します。
	④-4		高効率給湯器の導入推進	55	建築施設課	お湯を頻繁に利用する公共施設を中心に、給湯器の高効率型の導入を推進します。高効率給湯器には、コジェネレーション式(エネファーム、エコウィル)、ヒートポンプ式(エコキュート)、潜熱回収型(エコジョーズ)などの種類があり、それぞれ、特性、利用できる補助金などが異なるため、各施設の特性に合わせた機器を選択します。	修正なし。
	④-5		街路灯のLED照明への切り替えの推進	55	管理課	新設の街路灯及び公園内の街灯にはLEDを使用します。また、既設の街路灯についても順次、LEDに切り替えます。	修正なし。
	(4) 公共交通機関、自転車等の利用促進	④-6	コミュニティバス(ちゅうバス)の運行補助	55	地域安全対策課	コミュニティバス(ちゅうバス)の適切な運行を補助するとともに、市民の利用促進に向けた広報を行います。	修正なし。
		④-7	ノーカーデーの推進、自動車通勤の自粛と自動車の使用抑制	55	環境政策課	市職員の自動車利用の抑制に取り組むとともに、市民、事業者に対しても啓発を行います。特に、事業者に対しては、ノーカーデーの導入や業務における自動車使用の抑制を呼びかける啓発文書を送付するなど、積極的な啓発活動を実施します。	修正なし。
		④-8	自転車の利用促進	55	地域安全対策課	駐輪場の適切な配置の推進や、自転車の共同利用に関する検討を行うとともに、歩行者の安全を守りつつ、自転車を利用しやすい環境(広い歩道等)の整備を推進します。	「(広い歩道等)」を削除。
	(5) 公用車における地球温暖化対策の推進	④-9	電気自動車の導入	56	環境政策課	市民、事業者へのPRも兼ね、電気自動車の増台を検討します。また、導入・利用した結果(感想等)を市民・事業者公表するとともに、市民・事業者が電気自動車に直接触れる(試乗等)出来る機会を設けます。	修正なし。
		④-10	公用車の環境対応車(ハイブリッド車、低燃費、軽自動車等)への切り替えの推進	56	環境政策課 ごみ減量推進課	公用車の買い替え時には、低燃費の小型車や軽車両、またはハイブリッド車などを比較検討し、目的に見合った最適な公用車を選択します。また、 ごみの収集運搬車両に対しても、継続して環境対応車の導入を進めます。	前段は修正なし。 公用車の購入の際に、環境性能を数値化し、購入に反映できる仕組み作りを検討します。
④-11		カーシェアリングの促進と公用車の削減	56	環境政策課	全庁用車を対象に庁内での「カーシェアリング」体制を整備して、実行に移します。また、「カーシェアリング」体制移行後、台数を順次削減します。	修正なし。	

府中市地球温暖化対策地域推進計画施策検討表

【資料2】

分野	取組項目	施策No.	個別施策	頁	担当課	内容	修正案
(6) 学校のエコスクール化の推進		④-12	校庭の芝生化推進	57	総務課	公立小学校を対象に、校庭の芝生化を継続して推進していきます。 校庭の芝生化は、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランドの抑制、身近な緑と触れ合う場の創出など、多面的な効果が期待されます。また、グラウンドの土ぼこりなども軽減されます。 また、適切な維持管理を行うため、地域の住民とともに協力していきます。	校庭の芝生化推進については、学校現場、地域住民、校庭利用団体等の意見などを踏まえて実施していく必要があります。また、校庭の芝生化を実施している8校について、学校や地域住民との連携を強化して、芝生の維持管理に努めます。 校庭の芝生化は、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランドの抑制、身近な緑と触れ合う場の創出など、多面的な効果が期待されます。また、グラウンドの土ぼこりなども軽減されます。
		④-13	太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入推進	57	総務課	公立小・中学校を対象に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを建替え及び大規模修繕等の際に導入します。 導入に当たっては、生徒の学習効果を高めるため、発電量の見える化を図ることや、太陽光発電システム等の原理・構造などを紹介した学習教材を整備します。	公立小・中学校を対象に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを建替え及び大規模修繕等の際に費用対効果を鑑みて導入します。 後段は修正なし。
		④-14	施設内緑化の推進	57	総務課	公立小・中学校の校舎を対象に、施設内緑化(屋上緑化、屋上菜園、ビオトープ整備など)や、みどりのカーテンの設置を推進します。 これらの取組は、冷暖房負荷の低減に加えて食育や生物多様性に関する教材としての活用が期待されます。	修正なし。
		④-15	学校における雨水利用の推進	57	総務課	公立小・中学校の敷地内に、雨水の貯水タンクや貯水槽を設置し、雨水利用による省資源対策を推進します。 雨水は、校庭等への散水や、緑地への水遣りなどに活用します。	修正なし。
		④-16	校内の照明器具の省エネ機器への転換を推進	57	総務課	校内の照明器具について、LED照明やインバータ照明など、エネルギー効率の良い省エネ機器への転換を推進します。また、人感センサーなどの導入により、さらなる省エネ効果の上積みを検討します。 校内に導入された省エネ機器は、環境教育の教材としての活用も期待されます。	校内の照明器具について、LED照明やインバータ照明など、エネルギー効率の良い省エネ機器への転換を推進します。また、人感センサーなどの導入により、さらなる省エネ効果の上積みを検討します。 校内に導入された省エネ機器は、環境教育の教材としての活用も期待されます。
		④-17	環境学習を推進・支援するための制度等の検討・整備	58	指導室	各学校のエコスクール化推進に関する取組を支援するため、「環境学習支援制度(仮称)」など、環境学習を推進・支援するための制度等の整備を検討します。また、各学校における地球温暖化対策を推進するための体制づくりを検討します。その一環として、PTAや地域の支援者と連携を図ります。	各学校のエコスクール化推進に関する取組を支援するため、環境教育推進委員会を組織し、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を踏まえつつ、環境学習を推進・支援します。また、各学校における地球温暖化対策を推進するための体制づくりとして、PTAや地域の支援者と連携を図ります。
		④-18	学校を対象とした環境学習プログラムの推進及び地球温暖化対策に関する学習教材の作成	58	指導室	各学校において、授業または課外活動の一環として取り組むことが出来る「環境学習プログラム」を策定・推進するとともに、地球温暖化対策に関する学習教材を整備します。	各学校において、授業または課外活動の一環として取り組むことが出来る「環境学習プログラム」等を策定・推進するとともに、地球温暖化対策等、ESD(持続可能な開発のための教育)に関わる学習教材を整備します。
(7) 市職員の取組推進		④-19	府中市職員エコ・アクションプランに基づく取組の推進	58	環境政策課	市は、府中市職員エコ・アクションプランに基づき、日常業務において省エネ行動に取り組むとともに、地球に優しい行政サービス(公共工事の環境負荷低減、市民・事業者の取組を支援する施策の展開、環境改善に資する公共工事の実施等)の提供に努めます。	修正なし。
重点分野⑤ みどりの保全と創出	(1) 既存緑地の保全	⑤-1	緑地の適正管理による二酸化炭素吸収機能の維持	59	公園緑地課	既存の緑地(森林、水辺の緑地、鎮守の森、崖線の樹林地など)に対し、法令や条例に基づく保全を継続するとともに、二酸化炭素吸収機能を健全かつ継続的に発揮させることを目的として、適正な管理を推進します。	修正なし。
		⑤-2	樹木の保全	59	環境政策課	健全で樹容が美観上、特に優れている樹木のほか、地域のランドマークとなる樹木や優れた景観を形成している樹木などを対象に、条例等に基づき保全します。 また、都市における樹木は、緑陰の形成などにより、ヒートアイランド抑制に効果的であることから、剪定等の管理を適切に行います。	修正なし。
		⑤-3	剪定枝のチップ化など利用による緑のリサイクルの推進	60	公園緑地課	公園や街路樹から発生する剪定枝をチップ化し、植栽地へ還元することで、緑のリサイクルを推進します。	公園から発生する剪定枝をチップ化し、植栽地へ還元するなど、緑のリサイクルを推進します。
	(2) 緑化活動の推進	⑤-4	屋上緑化・壁面緑化の推進	60	建築施設課	公共施設を対象に、建替えの際に屋上緑化・壁面緑化を推進します。 また、先進事例や技術情報の集約・発信を行います。	修正なし。
		⑤-5	街路樹等の適正な管理・更新補植、公園の機能向上	60	管理課	街路樹等の補植、適切な管理・更新を推進します。また、既存公園の地球温暖化対策への貢献状況を再度見直し、樹木の補植、効果的な緑陰の創出、倒木、剪定枝葉の有効利用など、より高機能な公園を目指します。	街路樹等の適切な管理・更新を推進します。また、既存公園の地球温暖化対策への貢献状況を再度見直し、樹木の補植、効果的な緑陰の創出、倒木、剪定枝葉の有効利用など、より高機能な公園を目指します。
				60	公園緑地課	街路樹等の補植、適切な管理・更新を推進します。また、既存公園の地球温暖化対策への貢献状況を再度見直し、樹木の補植、効果的な緑陰の創出、倒木、剪定枝葉の有効利用など、より高機能な公園を目指します。	街路樹等の適切な管理・更新を推進します。また、既存公園の地球温暖化対策への貢献状況を再度見直し、樹木の補植、効果的な緑陰の創出、倒木、剪定枝葉の有効利用など、より高機能な公園を目指します。
	⑤-6	公共施設などの敷地内の緑化推進	60	公園緑地課	公共施設を対象に、敷地内の緑化を推進します。緑化に際しては、地球温暖化対策としての機能が最大限発揮される緑化手法を採用します。	修正なし。	
	(3) 農地の保全・活用	⑤-7	農地の多面的機能に関する情報発信	60	経済観光課	農地が有する多面的な機能(地球温暖化の抑制、ヒートアイランド減少の緩和等)に関する情報を積極的に発信し、市民の理解を深め、農地の保全、市内の農業振興の一助とします。	「ヒートアイランド減少」を「ヒートアイランド現象」に修正。
⑤-8		農業体験の推進	61	経済観光課	農業体験の機会及び場を確保し、多くの市民が参加することにより、農地の必要性やその貢献度を実感してもらうとともに、省エネ行動の1つとしての地産地消の重要性に対する認識を深めます。	修正なし。	